

# 農の雇用ステップアップ支援事業実施要領

## 第1 趣旨

昨今の経済情勢の悪化、田舎暮らしや定年帰農へのニーズの高まり等の影響により、従来からの後継者就農以外にIJUターンによる就農、農業法人等への就職等、就農形態が多様化している。

新規就農者の場合、未熟な技術により収量・品質低下を招きやすいことから、就農初期の技術習得は極めて重要であり、農業法人等での実践的な研修体制の整備が必要である。

また、降雪の多い地域等では農業と他産業との連携による通年雇用の確保も模索されており、優秀な人材の獲得や、県内食品加工業者等が農業に参入する足がかりとなることが期待される。

このため、新規就農者及び新規就業者の育成・確保のために農業分野の実践研修を実施する農業法人、農業者及び作業受託を行う事業体等(以下「農業法人等」という。)並びに食品加工業者に対する支援を総合的かつ一体的に行うものとする。

## 第2 目的

農業法人等において将来の担い手となる新規就農者及び農業参入に向けて新たに農業に従事する食品加工業者の新規就業者等を育成・確保するため、新規就農者及び食品加工業者の新規就業者の早期技術習得を目的として、農業分野の研修費の助成を行う。

## 第3 事業の内容

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、それぞれの事業種類、事業内容、事業実施主体、研修実施主体の要件、研修生の要件、対象経費及び助成額上限は、別表に掲げるとおりとする。

### 1 未来を託す農場リーダー育成事業

別記1のとおり

### 2 農業コラボ研修事業

別記2のとおり

## 第4 推進体制

地域の実情に即し、本事業の円滑かつ適正な推進を図るため、市町村、農業協同組合、農業委員会、所管の地方事務所(東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。)その他関係機関は、研修実施計画の作成支援及び実施状況の確認並びに研修生の定着への助言・指導に努めるものとする。

## 第5 助成措置

県は、予算の範囲内において、別表に掲げる経費について助成を行うものとする。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年3月5日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月20日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年8月17日に改正し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年2月25日に改正し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月27日に改正し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年8月27日に改正し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年10月18日に改正し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成23年2月23日に改正し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成23年3月24日に改正し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成23年12月26日に改正し、平成23年度事業から適用する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成23年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、平成24年3月30日に改正し、平成24年度事業から適用する。

ただし、平成24年3月31日以前に開始した研修及びその継続研修はなお従前の例による。

改正前の鳥取県版農の雇用支援事業実施要領に規定するに定める就農研修支援事業、鳥取へIJU！アグリスタート研修支援事業は、本要領による採択されたものとみなし本要領別記1の第3の1及び別記3の第3の1の規定を適用するものとする。

附 則

この要領は、平成24年7月9日に改正し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成24年12月26日に改正し、平成24年度事業から適用する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成24年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日に改正し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成26年2月28日に改正し、平成25年度事業から適用する。

ただし、研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成25年11月以降の助成について適用し、対象経費は平成26年2月以降に研修を開始した者から適用する。

附 則

この要領は、平成26年3月31日に改正し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成26年10月29日から施行し、平成26年度事業から適用する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成26年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(上限額に関する規定の適用)

2 改正後の鳥取県新規就農者育成支援事業実施要領の規定中の助成金の研修生1人当たり  
の上限額に関する部分は、平成27年3月12日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年11月13日から施行し、平成27年度事業から適用する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成27年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月6日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成28年12月12日から施行し、平成28年度事業から適用する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成28年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、平成29年5月26日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成29年7月27日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成29年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月13日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月18日から施行し、平成30年度事業から適用する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成30年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月28日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月17日から施行し、令和元年度事業から適用する。

ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、令和元年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要領は、令和2年3月12日から施行し、令和2年度事業から適用する。

なお、令和元年度以前に鳥取県農業会議から承認を受け助成期間中の研修実施計画、及び鳥取県農業会議へ提出され支払いが未完了の助成金交付申請書等は、令和2年度以降、鳥取県農業農村担い手育成機構へ引き継がれるものとする。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和2年7月9日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

ただし、この通知による改正前の農の雇用ステップアップ支援事業実施要領に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年5月26日から施行し、令和4年度事業から適用する。

## 別記1 未来を託す農場リーダー育成事業

### 第1 事業内容

鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「担い手機構」という。）が、就農意欲のある若者等多様な人材の農業法人等への就業を促進し、農業の担い手として定着していくために実施する以下の事業に対して支援を行う。

#### 1 研修実施支援

農業法人等が本事業の対象となる就農希望者（以下「研修生」という。）に対して農業就業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実施する次に掲げる研修に対する助成を行う事業。

- (1) 農業法人等における職場内での職務遂行に関する実践研修
- (2) 税理士、マーケティング等の専門家等を招へいして行う専門研修
- (3) 取引先、農業経営先進地等の現地調査、講義等の研修
- (4) 研修指導者等が人材育成や労務管理等の知識を習得するための研修

#### 2 事業運営

##### (1) 制度周知・募集等

従業員育成に意欲のある農業法人等へ本事業の制度周知を行うとともに、期日を定めて申請者の募集を行う。

##### (2) 審査・選考

審査基準に従い、事業実施農業法人等及び研修生の審査・選考・採択を行う。

##### (3) 研修生及び指導者向け研修会等の開催

本事業の趣旨や手続きの説明会、適切かつ効果的な研修実施と定着率向上に向けた研修生及び指導者（研修責任者、経営主を含む）向けの研修会等を開催する。

##### (4) 確認・調整等

本事業を適切かつ円滑に実施するため、研修開始直後から定期的（年度毎に概ね6か月おき）に現地確認及びその他の方法による研修実施状況及び雇用実態の確認、農業法人等及び研修生に対する指導・助言及び両者の調整を行う。

### 第2 農業法人等の研修実施計画

#### 1 研修実施計画（以下、「計画」という。）の作成

研修生に対して就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行い、本事業による助成を受けようとする農業法人等は研修実施計画を作成し、担い手機構に提出する。

#### 2 計画の審査及び審査結果の報告

担い手機構は、提出された計画を審査し、審査の結果、適当と認める研修実施計画書を作成した農業法人等に研修実施計画承認通知書を交付するとともに、研修実施計画書の審査結果を知事に報告しなければならない。研修実施計画書が適当と認められない場合は、当該農業法人等に審査結果通知書を交付するものとする。

#### 3 計画の変更

農業法人等は、計画に変更がある場合には、計画書を変更し、担い手機構に提出しなければならない。

### 第3 研修実施に対する助成

#### 1 助成期間

- (1) 本事業の助成期間は、各研修生ごとに最初に承認された研修実施計画の研修開始日から3か

月以上 24 か月以内とし、3 か月未満で研修が中止された場合には助成対象としない。また、令和 3 年度以前に採択された研修生に限り、研修生が 24 か月の研修が終了するまでに農業技術検定 2 級の学科試験に合格した場合は当該研修生につき助成期間を最大 36 か月とする。

- (2) 過去に下表の事業及び研修制度等に採択されていた者を雇用する場合については、それぞれの事業に採択され助成を受けた期間を、本事業で経過した研修期間とみなし、助成期間を短縮する。ただし、過去に助成を受けて行った研修の営農類型（耕種・畜産の別）が本事業で新たに従事する農業の営農類型と異なる場合はこの限りではない。

国事業	県事業
雇用就農資金 農の雇用事業 就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業 雇用就農者実践研修支援事業	農の雇用ステップアップ支援事業 鳥取県版農の雇用支援事業 ※県産農林水産物加工業者雇用支援事業を除く
就農準備資金 農業次世代人材投資資金（準備型） 青年就農給付金（準備型） 就職氷河期世代新規就農促進事業 加速化対策氷河期世代の新規就農促進事業 新規就農促進研修支援事業 ※農業大学の養成課程及びスキルアップ研修で交付を受けた場合を除く。	市町村農業公社等就農研修支援事業 アグリスタート研修支援事業 農業大学の実施する先進農家実践研修

## 2 助成対象経費

別表の対象経費欄に定めるとおり

## 3 助成額

研修生 1 人あたりの助成額上限は次のとおりとする。

採択年度	(1) 新規就業者への研修実施に対する助成	(2) 指導者研修費	(1) 及び (2) の合計額
令和 3 年度以前	97,000 円/月 最大 36 か月	36,000 円/12 か月 最大 24 か月	1～2 年目：1,200,000 円/年 3 年目：1,164,000 円/年
	研修生が多様な人材の場合 (※1) 1～2 年目に限り 122,000 円/月 ただし、令和 2～3 年度採択に限る。		1～2 年目：1,500,000 円/年 3 年目：1,164,000 円/年
令和 4 年度以降 (※2)	1 年目：100,000 円/月 2 年目：50,000 円/月	(1) の上限額の内数。ただし、1 年目に限る。	1 年目：1,200,000 円/年 2 年目：600,000 円/年
	研修生が多様な人材の場合 (※1) 1 年目：112,500 円/月 2 年目：62,500 円/月		1 年目：1,350,000 円/年 2 年目：750,000 円/年

※1：研修生が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等である場合。ただし、研修生が農業法人等の代表者の親族（3 親等以内）である場合を除く。

※2：雇用就農資金による支援を受ける場合、助成期間は研修 1 年目に限ることとし、助成額は上限 50,000 円/月とする。

※3：過去に本事業及び雇用就農資金の支援対象となった研修生が離農している場合には、離農

した研修生の数を超えて雇用した研修生の増加分を本事業の対象とする。

#### 4 助成金の交付申請手続き

##### (1) 研修記録簿の記帳、帳簿の写しの提出

農業法人等は助成金交付申請書、研修記録簿及び帳簿の写しを、研修開始後予算区分毎に担い手機構に提出するものとする。研修記録簿には、研修実施日、研修内容、研修生の疑問点、課題、所感の内容に対する対応及び指導結果等研修の内容を記録するとともに、帳簿等に記載した外部講師謝金、旅費、雇用保険、労働災害保険料、指導者研修費の領収書等を研修実施後5年間保存するものとする。

##### (2) 研修助成金の交付決定及び助成金の交付

担い手機構は、農業法人等から研修終了報告書及び関係書類を受理した場合は、内容を確認し、研修助成金を決定の上、研修助成交付決定通知書により当該農業法人等に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

#### 5 助成金の返還

担い手機構は、次の場合には、助成金の一部又は全部を返還させ、又は助成金の一部又は全部を交付しないものとする。

##### (1) 研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合

##### (2) 著しく研修の効果が認められない場合

##### (3) 農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合又は研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く。）

##### (4) 本要領及び助成金の交付条件に違反した場合

##### (5) 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められた場合

#### 6 研修の中断・中止の場合

##### (1) 農業法人等は研修の中断又は中止が必要となった場合は、1か月以内に担い手機構にその旨を報告するものとする。

##### (2) 担い手機構は、次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合又はその報告を受けた場合は、速やかに事態の概要を把握するとともに、必要に応じて農業法人等に対して指導・助言及び調整を行うものとする。

ア 研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合

イ 農業法人等に研修継続の意志がないと認められる場合

ウ 研修期間中に傷病その他の事由により研修の中断又は中止が必要となったと認められる場合

エ アからウに掲げるもののほか担い手機構が、研修の中断又は中止がやむを得ないと認める事由が発生した場合

##### (3) 担い手機構は、研修の中断又は中止が適当と判断した場合は、農業法人等に対し研修中止決定通知書により通知するとともに、これに基づく所定の手続きを行うものとする。

##### (4) 研修期間の途中で事業実施を断念した場合は、研修を終了した期間に応じて助成金を交付するものとし、助成金は提出された研修記録簿により算出するものとする。

##### (5) 研修生の傷病等による一時中断については、2か月以内（研修生が障がい者の場合は6か月。以下同じ）に研修を再開する場合は、中断した日数と同じ日数分の期間を延長して研修を実施することができるものとするが、2か月を超えて中断した場合には、中断が始まった日をもって中止とする。

##### (6) 研修生が労働基準法第65条第1項又は第2項に定める産前産後休暇を取得し、研修を中断したときは、(5)とは別に産前産後休暇により中断した日数と同じ日数分の期間を延長して研修を実施することができる。

- (7) 天災その他事業実施農業法人等及び研修生の責めに帰さない事情により、2か月を超える中断がやむを得ないと担い手機構が認める場合については、(5)によらず中断した日数分の期間を延長して研修を実施することができる。

#### 第4 関係帳簿の整備

農業法人等は、労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿等を整備するものとし、担い手機構の求めに応じて提出するものとする。

#### 第5 その他

担い手機構は、研修実施計画書などの事業実施に必要な様式を別に定め、事業を実施することとする。

## 別記2 農業コラボ研修事業

### 第1 事業内容

農業経営体が年間を通じた所得確保のために地域産業との連携を模索するなどの取組を実施する場合や食品加工業者等が農業法人等と連携しながら農業に進出する場合の人材育成の取組に対して支援を行う。

#### 1 研修実施支援

県は、農業法人及び食品加工業者等（以下「研修実施事業者」という。）が本事業の対象となる新規就業者（以下「研修生」という。）に対して、就業に必要な技術等を習得させるために実施する次に掲げる研修に対し、助成を行うものとする。

- (1) 研修実施事業者の職場内での研修に加えて、研修生を他の事業所へ派遣して実施する実践研修
- (2) 税理士、マーケティング等の専門家等を招へいして行う専門研修
- (3) 取引先、先進地等の現地調査、講義等の研修

### 第2 農業法人等、食品加工業者等の研修実施計画

#### 1 研修実施計画の作成

研修実施事業者は、研修生に対して就業に必要な技術等を習得させるための研修を行い、本事業による助成を受けようとする場合、研修実施計画書（1年目は別記2様式第1号、2年目は別記2様式第1-2号）を作成し、知事に提出するものとする。

#### 2 研修実施計画の承認

知事は、研修実施計画書の提出があったときには、計画を審査し、適当と認めるときには研修実施計画承認通知（別記2様式第2号）により研修実施事業者に通知するとともに、研修実施計画が適当と認められないときは、当該研修実施事業者に対して審査結果通知（別記2様式第3号）により通知するものとする。

#### 3 研修実施計画の変更

研修実施事業者は、研修実施計画に変更がある場合は、研修実施計画を変更しなければならない。

#### 4 研修の中断・中止等の扱い

- (1) 県は、次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合又は研修実施事業者から研修の中断若しくは中止が必要になった旨の報告を受けた場合は、速やかに事態の概要を把握するとともに



に、必要に応じて研修実施事業者に対して指導・助言及び調整を行うものとする。

ア 研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合

イ 研修実施事業者に研修継続の意志がないと認められる場合

ウ 研修期間中に研修生の傷病その他の事由により研修の中断又は中止が必要となったと認められる場合

エ その他農林水産部長が、研修の中断又は中止がやむを得ないと認める事由が発生した場合

(2) 知事は、研修の中断又は中止が適当と判断した場合は、研修実施事業者に対し研修中止決定書（別記2様式第4号）を通知するとともに、これに基づく所定の手続きを行うものとする。

### 第3 研修実施に対する助成

#### 1 助成期間

(1) 本事業の助成期間は承認された研修実施計画の研修開始日から6か月以上12か月以内とする。ただし、研修生を継続雇用し、引き続きの研修助成が必要と認めた研修実施事業者に限り最大24か月とする。

(2) 過去に下表の事業及び研修制度等に採択されていた者を雇用する場合については、それぞれの事業に採択され助成を受けた期間を、本事業で経過した研修期間とみなし、助成期間を短縮する。ただし、過去に助成を受けて行った研修の営農類型（耕種・畜産の別）が本事業で新たに従事する農業の営農類型と異なる場合はこの限りではない。

国事業	県事業
雇用就農資金 農の雇用事業 就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業 雇用就農者実践研修支援事業	農の雇用ステップアップ支援事業 鳥取県版農の雇用支援事業 ※県産農林水産物加工業者雇用支援事業を除く
就農準備資金 農業次世代人材投資資金（準備型） 青年就農給付金（準備型） 就職氷河期世代新規就農促進事業 加速化対策氷河期世代の新規就農促進事業 新規就農促進研修支援事業 ※農業大学の養成課程及びスキルアップ研修で交付を受けた場合を除く。	市町村農業公社等就農研修支援事業 アグリスタート研修支援事業 農業大学の実施する先進農家実践研修

#### 2 助成対象経費

別表の助成対象経費欄の1から2に定めるとおり

#### 3 助成額

(1) 新規就業者への研修実施に対する助成

ア 令和3年度以前採択の場合

助成月額、上限97,000円とする。

イ 令和4年度以降採択の場合

助成月額は、1年目：上限100,000円、2年目：上限50,000円とする。

(2) 指導者研修費

ア 令和3年度以前採択の場合

36,000円/12か月（最大24か月）

イ 令和4年度以降採択の場合

(1) イの上限額の内数(ただし、1年目に限る)

#### 4 助成金の返還

県は、次の場合には、助成金の一部又は全部を返還させ、又は助成金の一部又は全部を交付しないものとする。

- (1) 研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合
- (2) 著しく研修の効果が認められない場合
- (3) 研修実施事業者の都合により研修を中止した場合(天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合又は研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く。)
- (4) 本通知、助成金の交付条件に違反した場合
- (5) 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められた場合

#### 5 研修の中止・中断の場合

- (1) 研修実施事業者は、研修の中断及び中止が必要となった場合は、速やかに県にその旨を報告するものとする。
- (2) 研修期間の途中で事業実施を断念した場合、研修を終了した期間に応じて助成金を交付するものとし、助成金は提出された研修記録簿(別記2様式第5号)により算出するものとする。
- (3) 研修生の傷病等による一時中断については、2か月以内に研修を再開する場合は、中断した日数と同じ日数分の期間を延長して研修を実施することができるものとするが、2か月を超えて中断した場合には、中断が始まった日をもって中止とする。
- (4) 研修生が労働基準法第65条第1項又は第2項に定める産前産後休暇を取得し、研修を中断したときは、(3)とは別に産前産後休暇により中断した日数と同じ日数分の期間を延長して研修を実施することができる。
- (5) 天災その他事業実施農業法人等及び研修生の責めに帰さない事情により、2か月を超える中断がやむを得ないと農林水産部長が認める場合には、(3)によらず中断した日数分の期間を延長して研修を実施することができる。

#### 第4 研修記録簿の記帳、帳簿の写しの提出

研修実施事業者は、研修記録簿(別記2様式第5号)及び帳簿(別記2様式第6号)の写しを、研修開始後4か月ごとに知事に提出するものとする。研修記録簿には、研修実施日、研修内容、研修生の疑問点、課題、所感の内容に対する対応及び指導結果等研修の内容を記録するとともに、帳簿等に記載した外部講師謝金、旅費、雇用保険及び労働災害保険料の領収書等を研修実施後5年間保存するものとする。

#### 第5 関係帳簿の整備

研修実施事業者は、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等を整備するものとし、県の求めに応じて提出するものとする。

(別表)

事業種類	事業内容	事業実施主体	研修実施主体の要件	研修生の要件	対象経費	研修生1人あたり上限額
1 未来を託す農場リーダー育成事業	この事業は、新規就農希望者を雇用し、技術習得させるため、OJT研修等の実施を助成する事業とする。	鳥取県農業農村担い手育成機構	<p><b>【令和3年度以前採択】</b></p> <p>本事業の対象となる農業法人等は1、2年目の研修助成については1から17、3年目の研修助成についてはすべてを満たす者とする。(ただし、令和元年度に採択された農業法人等にあつては14～16を除く。)</p> <p>1 概ね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者等)又は農作業受託を行う事業体で、助成期間終了後も研修生を継続雇用すること。</p> <p>2 新たに農業に就く者を正規雇用(パート、季節雇用及びアルバイトを除く。)すること。年間を通じた平均の所定労働時間が週35時間(研修生が障がい者の場合は20時間)以上であること。</p> <p>3 研修生に就農に必要な技術等を習得させるための研修を行うことができること。</p> <p>4 研修生に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保するため、研修責任者(経営主本人を含む。)を明確にすること。ただし、研修責任者は農業経験5年以上の者又は認定農業者であること。</p> <p>5 研修生と期間の定めのない雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険等(法人の場合は厚生年金、健康保険を含む)に加入させること。</p> <p>6 常時10人以上の従業員がいる</p>	<p>本事業の対象となる研修生は、次の要件をすべて満たす者とする。</p> <p>1 就農意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就農する意思がある県内在住者とする。</p> <p>2 新たに農業法人等に採用される者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。</p> <p>3 過去の農業就業期間が原則5年未満(過去に従事した農業の営農類型(耕種・畜産の別)が本事業で従事する営農類型と異なる場合にはこの限りでない)等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。</p> <p>4 新たに農業法人等に正社員として採用された者で、研修開始時点で正社員として採用されてから4か月以上12か月未満の者であること。</p> <p>5 正社員としての採用時の年齢が、65歳未満である者</p> <p>6 年齢要件を除き、原則、国版「農の雇用事業」等の法人等就業研修生の要件を満たすこと。ただし国版「農の雇用事業」等に採択され助成対象となった期間は、本事業の助成対象期間から除く。</p> <p>7 研修生が農業法人等の代表者の親族(3親等以内)であつて</p>	<p>1 新規就業者への研修実施に対する助成</p> <p>(1) 教育研修助成金</p> <p>農業法人等の指導者が研修生に対し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために指導を行うことへの助成金(1時間あたり上限2,400円※)、就農に必要な各種資格取得に向けた講習費、テキスト購入費、受験料。</p> <p>※複数の研修生に対し集合研修を行った場合は研修生の人数で割った金額とする。ただし、集合研修に国版「農の雇用事業」等の研修生を含む場合、国版「農の雇用事業」等の助成対象となっている研修時間は対象としない。</p> <p>また、研修期間中に1人の指導者が指導できる研修生は、過去に採択した研修生及び国版「農の雇用事業」等の研修生を含めて3人までとする。</p> <p>(2) 外部講師等謝金</p> <p>研修を実施する農業法人等以外の先進的な農業法人又は専門的な知識を有する者が研修生に対して指</p>	<p>1 研修助成金(上限額) 月額97,000円</p> <p>※令和2～3年度採択の研修生が多様な人材である場合、1年目及び2年目に限り122,000円。ただし、研修生が農業法人等の代表者の親族(3親等以内)である場合を除く。</p>

事業種類	事業内容	事業実施主体	研修実施主体の要件	研修生の要件	対象経費	研修生1人あたり上限額
			<p>農業法人等にあつては、就業規則を定めていること。</p> <p>7 研修生に対する給与が最低賃金を下回っていないこと。ただし、研修生が障がい者であり、最低賃金の減額の特例許可を受けている場合を除く。</p> <p>8 過去における雇用及び就農者育成に係る研修に関して、法令や事業要件に抵触する等のトラブルがないこと(既には是正され1年を経過している場合を除く)。また、本事業の申請時点において返還すべき助成金がないこと。</p> <p>9 研修の実施について、全国農業会議所が実施する「農の雇用事業」及び就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下、「国版『農の雇用事業』等」という）など本事業の対象経費と重複する他の助成を受けていないこと。</p> <p>10 農業次世代人材投資資金(経営開始型)、就農応援交付金の交付期間中でないこと。</p> <p>11 本研修開始年度の5か年度前から前年度までに、国版「農の雇用事業」等、新規就農者早期育成支援事業及び本事業の研修を開始した研修生（以下、「過去に受け入れた研修生」という）の数が2人以上の場合、原則として農業に従事している研修生の数が、過去に受け入れた研修生の数の1/2以上であること。ただし、研修生が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者</p>	<p>も、雇用保険及び労働者災害補償保険等に加えさせる場合には対象と出来るものとする。ただし、経営継承を前提としており鳥取県親元就農促進支援交付金の支援対象となる場合には、当該交付金の活用を優先すること。</p>	<p>導を行う際の謝金</p> <p>(3)旅費 研修生に対する研修の実施に必要な交通費</p> <p>(4)雇用保険料、労働者災害補償保険料 研修実施に当たって研修生を対象に加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料</p> <p>2 指導者研修費 農業法人等の研修指導者等が人材育成や労務管理等の知識を習得するため、専門的な知識を有する者等から指導を受ける際の謝金、テキスト購入費、研修に必要な交通費</p> <p>3 事業運営経費 賃金、指導旅費、振込手数料及び郵送料、賃借料等</p>	<p>2 指導者研修費</p> <p>(1)指導者研修費上限額36,000円/12か月(最大24か月)</p> <p>(2)1及び2(1)の12か月の合計額は、研修生1人に対し1年目及び2年目1,200,000円(※)を上限とする。 ※令和2～3年度採択の研修生が多様な人材である場合、1,500,000円。ただし、研修生が農業法人等の代表者の親族(3親等以内)である場合を除く。</p>

事業種類	事業内容	事業実施主体	研修実施主体の要件	研修生の要件	対象経費	研修生1人あたり上限額
			<p>等（以下「多様な人材」という。）である場合、及び研修生の死亡や天災その他やむを得ない事情であると事業実施主体が認めた場合は、過去に受け入れた研修生から除くことができるものとする。</p> <p>12 農業の「働き方改革」について、具体的な取組を記載した農業の「働き方改革」実行計画を作成し、従業員と共有すること。ただし、既に作成している類似の計画があり、従業員と共有している場合はこの限りでない。</p> <p>13 同一年度内で新たに採択する研修生は、農業部門に常時10人以上の従業員がいる事業体にあつては、国版「農の雇用事業」等の採択者と合わせて2人以内、農業部門に常時20人以上の従業員がいる事業体にあつては、国版「農の雇用事業」等の採択者と合わせて1人以内であること。</p> <p>14 従業員が6か月間継続勤務し、その6か月間の全労働日の8割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続勤務年数1年ごとに、その日数に1日（3年6か月以降は2日）を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。</p> <p>15 以下の全ての項目について、就業規則若しくはこれに準ずるものに規定している、又は研修開始後1年以内に新たに規定すること。</p>			

事業種類	事業内容	事業実施主体	研修実施主体の要件	研修生の要件	対象経費	研修生1人あたり上限額
			<p>(ア)労働時間が6時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること。</p> <p>(イ)毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を確保すること。</p> <p>16 以下の項目のいずれか1つ以上に既に取り組んでいる、又は研修開始後1年以内に新たに取組むこと。ただし、(イ)については、既に取り組んでいる、又は研修開始後の翌決算期までに取組むこと。</p> <p>(ア)就業規則又はこれに準ずるもの(労使協定の締結含む。)に年間総労働時間(所定労働時間及び残業時間の合計)を2,445時間以内とすることを規定すること。</p> <p>(イ)従業員の人材育成及び評価の仕組みを整備すること。</p> <p>(ウ)農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。</p> <p>17 その他鳥取県農業農村担い手育成機構が定める採択基準を満たす者であること。</p> <p>18 3年目の研修計画を提出する場合は、当該研修生が2年目研修終了までに全国農業会議所が実施する農業技術検定2級の学科試験に合格すること。</p> <p>19 3年目の研修計画を提出する場合は、本事業または国版「農の雇用事業」等の2年間の研修を修了見込みであること。</p>			

事業種類	事業内容	事業実施主体	研修実施主体の要件	研修生の要件	対象経費	研修生1人あたり上限額
			<p>【令和4年度以降採択】</p> <p>本事業の対象となる農業法人等は1から17のすべてを満たす者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>概ね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者等)又は農作業受託を行う事業体で、助成期間終了後も研修生を継続雇用すること。</li> <li>新たに農業に就く者を正規雇用(パート、季節雇用及びアルバイトを除く。)すること。年間を通じた平均の所定労働時間が週35時間(研修生が障がい者の場合は20時間)以上であること。</li> <li>研修生に就農に必要な技術等を習得させるための研修を行うことができること。</li> <li>研修生に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保するため、研修責任者(経営主本人を含む。)を明確にすること。ただし、研修責任者は農業経験5年以上の者又は認定農業者であること。</li> <li>研修生と期間の定めのない雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険等(法人の場合は厚生年金、健康保険を含む)に加入させること。</li> <li>常時10人以上の従業員がいる農業法人等にあつては、就業規則を定めていること。</li> <li>研修生に対する給与が最低賃金を下回っていないこと。ただし、研</li> </ol>	<p>本事業の対象となる研修生は、次の要件をすべて満たす者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>就農意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就農する意思がある県内在住者とする。</li> <li>新たに農業法人等に採用される者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。</li> <li>過去の農業就業期間が原則5年未満(過去に従事した農業の営農類型(耕種・畜産の別)が本事業で従事する営農類型と異なる場合にはこの限りでない)等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。</li> <li>新たに農業法人等に正社員として採用された者で、研修開始時点で正社員として採用されてから4か月以上12か月未満の者であること。</li> <li>正社員としての採用時の年齢が、65歳未満である者</li> <li>年齢要件を除き、原則、雇用就農資金の法人等雇用就農者の要件を満たすこと。</li> <li>研修生が農業法人等の代表者の親族(3親等以内)であっても、雇用保険及び労働者災害補償保険等に加入させる場合には対象と出来るものとする。ただし、経営継承を前提としており鳥取県親元就農促進支援交付</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>新規就業者への研修実施に対する助成       <ol style="list-style-type: none"> <li>教育研修助成金           <p>農業法人等の指導者が研修生に対し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために指導を行うことへの助成金(1時間あたり上限2,400円※)、就農に必要な各種資格取得に向けた講習費、テキスト購入費、受験料。</p> <p>※複数の研修生に対し集合研修を行った場合は研修生の人数で割った金額とする。また、研修期間中に1人の指導者が指導できる研修生及び雇用就農資金等の法人等雇用就農者等を含めて3人までとする。</p></li> <li>外部講師等謝金           <p>研修を実施する農業法人等以外の先進的な農業法人又は専門的な知識を有する者が研修生に対して指導を行う際の謝金</p></li> <li>旅費           <p>研修生に対する研修の実施に必要な交通費</p></li> <li>雇用保険料、労働者災害補償保険料           <p>研修実施に当たって研修</p> </li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>研修助成金(上限額)       <p>1年目:月額100,000円 2年目:月額50,000円</p> <p>※研修生が多様な人材である場合、月額12,500円を加算する。ただし、研修生が農業法人等の代表者の親族(3親等以内)である場合を除く。</p> <p>※雇用就農資金による支援を受ける場合、助成期間は研修1年目に限ることとし、助成額は上限50,000円/月とする。</p> <p>※過去に本事業及び雇用就農資金の支援対象となった研修生が離農している場合には、離農した研修生の数を超えて雇用した研修生の増加分を本事業の対象とする。</p> </li> </ol>

事業種類	事業内容	事業実施主体	研修実施主体の要件	研修生の要件	対象経費	研修生1人あたり上限額
			<p>修生が障がい者であり、最低賃金の減額の特例許可を受けている場合を除く。</p> <p>8 過去における雇用及び就農者育成に係る研修に関して、法令や事業要件に抵触する等のトラブルがないこと(既に是正され1年を経過している場合を除く)。また、本事業の申請時点において返還すべき助成金がないこと。</p> <p>9 経営開始資金、農業次世代人材投資資金(経営開始型)、就農応援交付金の交付期間中でないこと。</p> <p>10 本研修開始年度の5か年度前から前年度までに、全国農業会議所が実施する雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農者実践研修支援事業(以下、「雇用就農資金等」という。)など、新規就農者早期育成支援事業の法人等雇用就農者または研修生(以下「法人等雇用就農者等」という。)及び本事業の研修を開始した研修生(以下、「過去に受け入れた研修生等」という)の数が2人以上の場合、原則として農業に従事している研修生の数が、過去に受け入れた研修生の数の1/2以上であること。ただし、研修生が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等(以下「多様な人材」という。)である場合、及び研修生の死亡や天災その他やむを得ない事情であると事業</p>	<p>金の支援対象となる場合には、当該交付金の活用を優先すること。</p>	<p>生を対象に加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料</p> <p>2 指導者研修費 農業法人等の研修指導者等が人材育成や労務管理等の知識を習得するため、専門的な知識を有する者等から指導を受ける際の謝金、テキスト購入費、研修に必要な交通費</p> <p>3 事業運営経費 賃金、指導旅費、振込手数料及び郵送料、賃借料等</p>	<p>2 指導者研修費 (上限額) 1の上限額の内数。ただし、1年目に限る。</p>



事業種類	事業内容	事業実施主体	研修実施主体の要件	研修生の要件	対象経費	研修生1人あたり上限額
			<p>実施主体が認めた場合は、過去に受け入れた研修生から除くことができるものとする。</p> <p>11 農業の「働き方改革」について、具体的な取組を記載した農業の「働き方改革」実行計画を作成し、従業員と共有すること。ただし、既に作成している類似の計画があり、従業員と共有している場合はこの限りでない。</p> <p>12 従業員が6か月間継続勤務し、その6か月間の全労働日の8割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続勤務年数1年ごとに、その日数に1日(3年6か月以降は2日)を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。</p> <p>13 以下の全ての項目について、就業規則若しくはこれに準ずるものに規定している、又は研修開始後1年以内に新たに規定すること。  (ア)労働時間が6時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中で確保すること。  (イ)毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を確保すること。</p> <p>14 以下の項目のいずれか1つ以上に既に取り組んでいる、又は研修開始後1年以内に新たに取り組むこと。ただし、(イ)については、既に取り組んでいる、又は研修開始後の翌決算期までに取り組むこと。  (ア)就業規則又はこれに準ずるもの(労使協定の締結含む。)に年間総</p>			

事業種類	事業内容	事業実施主体	研修実施主体の要件	研修生の要件	対象経費	研修生1人あたり上限額
			<p>労働時間(所定労働時間及び残業時間の合計)を2,445時間以内とすることを規定すること。</p> <p>(イ)従業員の人材育成及び評価の仕組みを整備すること。</p> <p>(ウ)農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。</p> <p>15 研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載していること。</p> <p>16 正規採用から1年目研修終了までの間に、研修生に対して以下の項目のいずれかを実施するよう努めること。</p> <p>(ア)農業技術検定の受検等による習得状況の確認</p> <p>(イ)資格・免許取得への挑戦、セミナー受講、研修会への参加等、研修生の農業従事に係るスキルアップに向けた取組</p> <p>17 その他鳥取県農業農村担い手育成機構が定める採択基準を満たす者であること。</p>			
2 農業コラボ研修事業	この事業は、雇用受け皿拡大と地域産業維持のため、農業で通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修(出向研修含む。)等を行う事業とする。	農業法人等の経営体、食品加工業者等	<p><b>【令和3年度以前採択】</b></p> <p>本事業の対象となる者は、1または2のいずれかの要件を満たす者とする。</p> <p>1 農業法人等の経営体 次の(1)から(2)の要件を全て満たし、他産業との連携に際し、出向契約を締結するなど、研修生の雇用を保障すること。</p> <p>(1)農業を営む事業体(農業法人、農業者等)又は農作業受託を行う事業体で、助成期間終了後も研修生を継続雇用すること。</p> <p>(2)別表「1未来を託す農場リーダー</p>	<p>本事業の対象となる研修生は、次の要件をすべて満たす者とする。</p> <p>1 就業意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就業する意思がある県内在住者とする。</p> <p>2 新たに農業法人等、食品加工業者等に採用する者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。</p> <p>3 農業就業に必要な健康状態</p>	<p>1 新規就業者への研修実施に対する助成</p> <p>(1)教育研修助成金 農業法人等の指導者が研修生に対して、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実施する指導を行うことへの助成金で、1時間当たり2,400円(※)を上限とする。</p> <p>※複数の研修生に対し集合</p>	<p>1 研修助成金(上限額) 月額97,000円</p>

事業種類	事業内容	事業実施主体	研修実施主体の要件	研修生の要件	対象経費	研修生1人あたり上限額
			<p>育成事業」研修実施主体の要件のうち2から11の要件を満たし、他産業と連携に際し、出向契約を締結するなど、研修生の雇用を保障すること。</p> <p>2 食品加工業者等の経営体 次の(1)から(6)の要件をすべて満たし、農業との連携に際し、出向契約を締結するなど、研修生の雇用を保障すること。</p> <p>(1)別表「1未来を託す農場リーダー育成事業」研修実施主体の要件のうち4から9の要件を満たすこと。</p> <p>(2)県産農林水産物(飲料水を除く)の加工を行っている事業体で助成期間終了後も研修生を継続雇用できる経営内容であること。</p> <p>(3)新たに食品加工に就く者を正規雇用(パート、季節雇用、アルバイトを除く。)すること。</p> <p>(4)事業の対象となる研修生の雇用により、事業所または採用部門で正規雇用者数が純増となること。</p> <p>(5)農業部門への従事に必要な技術等を習得させるための研修を行うことができること。</p> <p>(6)研修生が製造等に従事する加工食品が、次のいずれかに該当すること</p> <p>①原材料に鳥取県産の農林水産物(飲料水を除く)を用いる加工食品</p> <p>②地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品</p> <p>③鳥取県独自の新技术を用いて作られる加工食品</p>	<p>であること。</p> <p>4 過去の農業就業期間が5年未満(過去に従事した農業の営農類型(耕種・畜産の別)が本事業で従事する営農類型と異なる場合にはこの限りでない)等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。</p> <p>5 新たに農業法人等に正社員として採用された者で採用されてから4か月以上12か月未満の者であること。</p> <p>6 正社員としての採用時の年齢が65歳未満である者。</p>	<p>研修を行った場合は研修生の人数で割った金額とする。なお、研修期間中に1人の指導者が指導できる研修生は、過去に採択した研修生を含めて3人までとする。</p> <p>(2)外部講師等謝金 研修を実施する農業法人以外の先進的な農業法人等、又は、専門的な知識を有する者が研修生に対して指導を行う際の謝金</p> <p>(3)旅費 研修生に対する研修実施に必要な交通費</p> <p>(4)雇用保険料、労働者災害補償保険料 研修実施に当たって研修生を対象に加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料</p> <p>2 指導者研修費 農業法人等の研修指導者等が人材育成や労務管理等の知識を習得するため、専門的な知識を有する者等から指導を受ける際の謝金、テキスト購入費、研修に必要な交通費</p>	<p>2 指導者研修費 (1)指導者研修費上限額 36,000 円/12 か月(最大 24 か月)</p> <p>(2)1及び2(1)の12か月の合計額は、研修生1人に対し1年目及び2年目 1,200,000 円を上限とする。</p>

事業種類	事業内容	事業実施主体	研修実施主体の要件	研修生の要件	対象経費	研修生1人あたり上限額
			<p><b>【令和4年度以降採択】</b></p> <p>本事業の対象となる者は、1または2のいずれかの要件を満たす者とする。</p> <p>1 農業法人等の経営体 次の(1)から(3)の要件を全て満たし、他産業との連携に際し、出向契約を締結するなど、研修生の雇用を保障すること。 (1)農業を営む事業体(農業法人、農業者等)又は農作業受託を行う事業体で、助成期間終了後も研修生を継続雇用すること。 (2)別表「1 未来を託す農場リーダー育成事業」研修実施主体の要件のうち2から10の要件を満たし、他産業と連携に際し、出向契約を締結するなど、研修生の雇用を保障すること。 (3)研修の実施について、雇用就農資金等、研修・雇用を対象とする他の助成を受けていないこと。</p> <p>2 食品加工業者等の経営体 次の(1)から(7)の要件をすべて満たし、農業との連携に際し、出向契約を締結するなど、研修生の雇用を保障すること。 (1)別表「1 未来を託す農場リーダー育成事業」研修実施主体の要件のうち4から9の要件を満たすこと。 (2)研修の実施について、雇用就農資金等、研修・雇用を対象とする他の助成を受けていないこと。 (3)県産農林水産物(飲料水を除く)の加工を行っている事業体で助成期間終了後も研修生を継続雇用</p>	<p>本事業の対象となる研修生は、次の要件をすべて満たす者とする。</p> <p>1 就業意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就業する意思がある県内在住者とする。</p> <p>2 新たに農業法人等、食品加工業者等に採用する者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。</p> <p>3 農業就業に必要な健康状態であること。</p> <p>4 過去の農業就業期間が5年未満(過去に従事した農業の営農類型(耕種・畜産の別)が本事業で従事する営農類型と異なる場合にはこの限りでない)等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。</p> <p>5 新たに農業法人等に正社員として採用された者で採用されてから4か月以上12か月未満の者であること。</p> <p>6 正社員としての採用時の年齢が65歳未満である者。</p>	<p>1 新規就業者への研修実施に対する助成 (1)教育研修助成金 農業法人等の指導者が研修生に対して、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実施する指導を行うことへの助成金で、1時間当たり2,400円(※)を上限とする。 ※複数の研修生に対し集合研修を行った場合は研修生の人数で割った金額とする。なお、研修期間中に1人の指導者が指導できる研修生は、過去に採択した研修生を含めて3人までとする。</p> <p>(2)外部講師等謝金 研修を実施する農業法人以外の先進的な農業法人等、又は、専門的な知識を有する者が研修生に対して指導を行う際の謝金</p> <p>(3)旅費 研修生に対する研修実施に必要な交通費</p> <p>(4)雇用保険料、労働者災害補償保険料 研修実施に当たって研修生を対象に加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料</p>	<p>1 研修助成金(上限額) 1年目:月額100,000円 2年目:月額50,000円</p>

事業種類	事業内容	事業実施主体	研修実施主体の要件	研修生の要件	対象経費	研修生1人あたり上限額
			<p>できる経営内容であること。</p> <p>(4)新たに食品加工に就く者を正規雇用(パート、季節雇用、アルバイトを除く。)すること。</p> <p>(5)事業の対象となる研修生の雇用により、事業所または採用部門で正規雇用者数が純増となること。</p> <p>(6)農業部門への従事に必要な技術等を習得させるための研修を行うことができること。</p> <p>(7)研修生が製造等に従事する加工食品が、次のいずれかに該当すること</p> <p>①原材料に鳥取県産の農林水産物(飲料水を除く)を用いる加工食品</p> <p>②地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品</p> <p>③鳥取県独自の新技術を用いて作られる加工食品</p>		<p>2 指導者研修費</p> <p>農業法人等の研修指導者等が人材育成や労務管理等の知識を習得するため、専門的な知識を有する者等から指導を受ける際の謝金、テキスト購入費、研修に必要な交通費</p>	<p>2 指導者研修費(上限額)</p> <p>1の上限額の内数。ただし、1年目に限る。</p>

(別記2様式第1号)

年 月 日

鳥取県知事 様

研修実施事業者名  
郵便番号  
所在地  
代表者職氏名

### 研 修 実 施 計 画 書

農の雇用ステップアップ支援事業を実施したく、以下のとおり研修実施計画を提出します。

#### 1 受入加工業者の概要

電話番号		F A X 番号	
作物・加工品等の販売収入		円	
実践研修責任者	役職	氏名	従事年数
実践研修責任者	役職	氏名	従事年数
経営の将来計画	ア. 経営規模の拡大 イ. 新規部門の開始 ウ. 販売対策の強化 エ. 新技術の導入 オ. 後継者の確保 その他 ( )		
過去の研修の受入者数			人
年 月 日現在の正社員の雇用者数			人
過去の雇用・研修に関する法令等に違反するトラブルの有無			有 ・ 無

※コラボ先で研修を行う場合は、研修責任者の下段欄にコラボ先の研修責任者の役職、氏名、従事年数を記載する事。

#### 2 研修生の概要

ふりがな 氏名		生年月日		年齢	歳	性別	男・女
現住所	〒						
農業・加工業への就業（研修を含む）の有無	有 ・ 無						
上記の経験がある場合	業種	年 月 日～ 年 月 日					
	期間	年 月 日～ 年 月 日					
農業・加工業に就業しようとする動機・将来のビジョン							
受入事業体への訪問・就業体験の実績（予定も含む）	年 月 日～ 年 月 日						



#### 4 雇用労働条件

研修生との雇用契約の採用(予定)日		年 月 日		
雇用形態	ア. 正規の従業員 (※雇用期間の定めのない雇用契約に限ります) イ. パート ウ. アルバイト エ. 季節(期間)雇用 オ. その他( )			
宿泊施設	ア. 社宅・寮 イ. 経営者宅に間借り ウ. アパート・貸家 エ. 研修生の自家 オ. その他( )			
住居手当	有 ( 円/月) ・ 無			
通勤方法	ア. 自家用車・バイク イ. バス・電車 ウ. 自転車・徒歩 エ. その他( )			
通勤手当	有 ( 円/月) ・ 無		通勤距離 k m	
就業規則の有無		有 ・ 無		
研修生への労働保険及び社会保険の適用の有無	労災保険	ア. 加入済み ウ. 加入しない	イ. 申請中 雇用保険	ア. 加入済み ウ. 加入しない
	健康保険	ア. 加入済み ウ. 加入しない	イ. 申請中 厚生年金	ア. 加入済み ウ. 加入しない

#### 5 その他

当該研修生受け入れに伴う国または地方自治体による他の助成等の有無 (具体的な助成等の名称)	有・無
--	-----

(注) 下記の書類を添付すること。

- ①雇用契約書
- ②登記簿謄本
- ③研修生の履歴書(申請時までの履歴を記載し、写真を添付すること。)
- ④研修生が製造等行う加工品等の概要

本事業の実施に当たっては、別紙に定められた事項を遵守します。

研修実施事業者代表者(氏名)

研修生氏名 (氏名)



(別記2様式第1号 別紙)

1 農業法人等、食品加工業者等の遵守事項

- (1) 研修の実績を、研修記録簿に記載すること
- (2) 研修開始後4ヶ月ごとに、研修記録簿、帳簿の写し等を提出すること。
- (3) 県が実施する研修状況の確認に協力すること。また、県から指導を受けた場合は従うこと。
- (4) 研修修了後、1年後、2年後、3年後に実施する研修生の就業状況等に関する調査に協力すること。

2 研修生の遵守事項

- (1) 研修責任者の指導に従うこと。
- (2) 研修記録簿に必要事項を記載すること。
- (3) 県が実施する研修状況の確認に協力すること。また、県から指導等を受けた場合は従うこと。
- (4) 農業法人等、食品加工業者等の経営内容等の守秘義務を守ること。
- (5) 研修修了後、1年後、2年後、3年後に実施する研修生の就農状況等に関する調査に協力すること。

鳥取県知事 様

研修実施事業者名  
郵便番号  
所在地  
代表者職氏名

研修実施計画書 (2年目)

年 月 日付第 号で計画承認された農の雇用ステップアップ支援事業 (農業コラ  
ボ研修事業) の研修について継続して実施したいので、以下のとおり研修実施計画を提出  
します。

- 1 1年目の研修実績  
(1) 1年目の研修に対する評価  
ア 研修生自らの総合評価

--

- イ 研修責任者の総合評価

--

- 2 1年目の研修実績を踏まえた今後の指導方針  
(1) 研修の内容・方針・目標

研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日
研修場所	
具体的な研修の内容・方針	
研修の目標	



### 3 雇用労働条件

研修生との雇用契約の採用(予定)日		年 月 日	
雇用形態	ア. 正規の従業員 (※雇用期間の定めのない雇用契約に限ります) イ. パート ウ. アルバイト エ. 季節(期間)雇用 オ. その他 ( )		
宿泊施設	ア. 社宅・寮    イ. 経営者宅に間借り    ウ. アパート・貸家 エ. 研修生の自家    オ. その他 ( )		
住居手当	有 (                      円/月) ・ 無		
通勤方法	ア. 自家用車・バイク    イ. バス・電車    ウ. 自転車・徒歩 エ. その他 (                      )		
通勤手当	有 (                      円/月) ・ 無		通勤距離                      k m
就業規則の有無		有 ・ 無	
研修生への労働保険及び社会保険の適用の有無	労災保険	ア. 加入済み イ. 加入しない	雇用保険 ア. 加入済み イ. 加入しない
	健康保険	ア. 加入済み イ. 加入しない	厚生年金 ア. 加入済み イ. 加入しない

### 5 その他

当該研修生受け入れに伴う国または地方自治体による他の助成等の有無	有・無
-----	
(具体的な助成等の名称)	

研修実施事業者代表者 (氏名)

研修生氏名 (氏名)

(別記2様式第1-2号 別紙)

1 農業法人等、食品加工業者等の遵守事項

- (1) 研修の実績を、研修記録簿に記載すること
- (2) 研修開始後4ヶ月ごとに、研修記録簿、帳簿の写し等を提出すること。
- (3) 県が実施する研修状況の確認に協力すること。また、県から指導を受けた場合は従うこと。
- (4) 研修修了後、1年後、2年後、3年後に実施する研修生の就業状況等に関する調査に協力すること。

2 研修生の遵守事項

- (1) 研修責任者の指導に従うこと。
- (2) 研修記録簿に必要事項を記載すること。
- (3) 県が実施する研修状況の確認に協力すること。また、県から指導等を受けた場合は従うこと。
- (4) 農業法人等、食品加工業者等の経営内容等の守秘義務を守ること。
- (5) 研修修了後、1年後、2年後、3年後に実施する研修生の就農状況等に関する調査に協力すること。

(別記2様式第2号)

番 号  
年 月 日

研修実施業者名  
代表者職氏名 様

鳥取県知事

研修実施計画の承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、適当と認めますので、農の雇用ステップアップ支援事業実施要領（平成21年3月5日付第200800188046号鳥取県農林水産部長通知）別記2第2の2に基づき承認します。

なお、研修の実施に係る下記留意事項等について御留意の上、研修を実施してください。

研修生氏名

記

(留意事項)

(別記2様式第3号)

番 号  
年 月 日

研修実施業者名  
代表者職氏名 様

鳥取県知事

農の雇用ステップアップ支援事業（農業コラボ研修事業）の審査結果について（通知）

年 月 日付けで申請のありました（研修生氏名）氏の研修実施計画書につきましては、所定の審査を行った結果、承認されませんでしたのでお知らせします。

また、研修実施計画書の提出段階で締結された雇用契約については、その誠実な履行を改めてお願いいたします。

(別記2様式第4号)

番 号  
年 月 日

研修実施業者名  
代表者職氏名 様

鳥取県知事

研修中止決定について（通知）

年 月 日付第 号をもって承認した研修実施計画について、下記のとおり活動の中止（中断）を決定したので通知します。

記

- 1 研修生氏名
- 2 研修の中止（中断）決定日
- 3 中止（中断）後の措置
  - (1) 事業について
  - (2) 経費について









(別記2様式第6号)

事業実施主体名( )  
研修生氏名( )

(支出)

(2)外部講師等謝金

研修期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

月 日	講師の所属・役職 講師氏名	指導等の内容	時間	金 額(円)
合 計				

(別記2様式第6号)

事業実施主体名 ( )  
研修生氏名 ( )

( 支出 )

(3)旅費  
研修期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

月 日	研修先 研修内容等	交通機関・経路	金 額(円)
合 計			



(別記2様式第6号)

事業実施主体名( )  
研修生氏名( )

(支出)

(5)指導者研修費

研修期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

月 日	内容	支払先	金 額(円)
合 計			